

○蓮田市教育委員会教育長の給与等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第 3 項の規定に基づき、蓮田市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の給与、旅費及び勤務時間等を定めることを目的とする。

(教育長の給与)

第 2 条 教育長の受ける給与は、給料及び期末手当とする。

(給料)

第 3 条 教育長の給料は、月額665,000円とする。

第 4 条 新たに教育長となった者は、その日から給料を支給する。

2 教育長がその職を離れたときは、その日までの給料を支給する。

3 前 2 項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

4 教育長の給料の支給方法は、蓮田市職員の給与に関する条例（昭和31年蓮田市条例第 7 号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。

(期末手当)

第 5 条 6 月 1 日及び12月 1 日（以下これらの日を本条において「基準日」という。）にそれぞれ在職する教育長に期末手当を支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に任期が満了し、退職し、失職（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 9 条第 1 項各号（同法第 4 条第 3 項第 2 号又は公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第 1 項各号（第 1 号を除く。）若しくは同法第252条若しくは政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定に該当する場合に限る。）の規定に該当して失職した場合を除く。次項において同じ。）し、解職され、罷免（職務上の義務違反その他教育長たるに適しない非行により罷免された場合を除く。）され、又は死亡した者（これらの基準日においてこの項前段の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料

の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の232.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

第5条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に在職する教育長に期末手当を支給すべき日（以下この条及び次条において「支給日」という。）の前日までの間に、懲戒免職の処分を受けた者
- (2) 基準日から支給日の前日までの間に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第9条第1項各号（同法第4条第3項第2号又は公職選挙法第11条第1項各号（第1号を除く。）若しくは同法第252条若しくは政治資金規正法第28条の規定に該当する場合に限る。）の規定に該当して失職した者
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分が取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第5条の3 市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項第3号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する住民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 市長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、市長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 市長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

第5条の4 前3条に規定するもののほか、教育長の期末手当の支給については、一般職の職員の例による。

(旅費)

第6条 教育長が公務のため旅行したときの旅費は、別表に定めるもののほか、蓮田市職員の旅費

に関する条例（昭和31年蓮田市条例第8号）の適用を受ける職員の例により支給する。

（勤務時間等）

第7条 教育長の勤務時間等は、蓮田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年蓮田市条例第1号）の適用を受ける職員の例による。

（規則への委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、蓮田市教育委員会規則で定める。